

広島県告示第六百八十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項の規定によって、次のとおり監督処分を行った。

平成二十五年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 監督処分をした年月日

平成二十五年八月二十一日

二 監督処分を受けた建築士事務所

1 名称及び所在地

門出建築事務所

広島市西区田方一丁目一六―四一―九―三〇一

2 開設者の氏名

門出 憲二

3 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別及び登録番号

一級建築士事務所

広島県知事登録〇九（二）第四五八三号

三 監督処分の内容

建築士事務所の登録取消

四 監督処分の原因となった事実

門出建築事務所の開設者である門出憲二が禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年経過しないため。

このことは、建築士法第二十六条第一項第二号に該当する。